

お客様各位・関係者各位

11月24日以降、及び本日にかけてCCCの直営店舗「TSUTAYA 日の出店」が、「盗品の疑いのある商品を買取ったにもかかわらず、古物営業法に基づく警察官への届け出義務を怠り、営業停止処分を受ける見通しである」旨の報道が行われました。

このお店をご利用のお客様、お取引先の皆様、関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけしていることを、まず、お詫び申し上げます。そして、CCCの社員、スタッフ、ご家族にも大変なご迷惑、ご心配をおかけしていることをお詫びいたします。

会社全体、そして私自身もこの事態を重く受け止めています。今後は、全店で古物営業に関する指導の徹底を行ってまいります。

今回の件の状況と今後の対策については、以下の通りです。

本年7月23日、7月25日、8月15日の3日間にわたって、当該店で、各々24点 24,330円、72点 48,510円、41点 36,705円、のCD、GAME、トレーディングカード等の買取を行いました。

その後、この買取品が集団万引きグループによって万引きされた盗品であることが判明し、警察より、不正品の疑いのある商品を買取った際の届け出義務違反である旨の指導を受けました。

この度の買取にあたって、当該店舗では、古物営業法に基づき、

- ①本人確認
 - ②未成年者であったため保護者への確認
 - ③買取台帳への記載・保管
- を行っていました。

CCCとしては、不正品と分かってもしくは疑いを持って買取を行った事実はないものの、疑いを持つことが出来なかった店舗での買取オペレーション及び教育指導に問題があったと反省し、以下の対応をすることといたしました。

【今後の対応】

当該店舗では、中古商品の買取再開後も、適切な買取オペレーションと教育の徹底が出来るまで当面の間、18歳未満からの買取は行わない。

加えて全店舗において、特に疑わしい買取については、警察当局からの指導に基づき、ためらうことなく警察官に相談や報告をする。

さらに、18歳未満からの買取については保護者確認の強化を徹底することとする。

先述の通り、本件は、店舗での指導教育の不足が原因となっているため、正式な公安委員会の裁定が出された後、私を含む経営層への処分を行います。

2011年11月29日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 増田 宗昭